都城市こどもの居場所展開事業運営業務公募型プロポーザル

質問回答書（10 月 29 日公表）

質問事項について、次のとおり回答いたします。

No	質問事項	回答
1	実施要領６参加資格要件（６）における「同種の業務又は類似の業務」について、放課後児童クラブや保育園･認定こども園及び放課後等デイサービスの施設は該当しますでしょうか	放課後児童クラブや保育園･認定こども園及び放課後等デイサービスは、当業務の業務目的及び業務内容と類するものとみなします。当事業の目的は、こども・若者及び未就学児とその保護者を対象として安全で安心して過ごせる居場所を提供することであり、同種または類似の業務に該当するものは下記のとおりです。 例） ・児童館・児童センター ・放課後児童健全育成事業 ・放課後子ども教室 ・子どもの生活・学習支援事業 ・こども食堂・地域食堂 ・不登校児童生徒支援 ・子育て支援センター ・保育園・認定こども園 ・放課後等デイサービス　等

（文書取扱　こども部こども政策課こども政策担当　℡0986-23-2684）